

同業系他社機関への発注など相互融通

土壌 環境 調査に新たな流れ

改正土壌汚染対策法や資産除去債務（ARO）に関する会計基準義務化など土壌汚染を巡る新たな流れが動き出した中、自社不動産の資産価値問題にも発展する土壌汚染の調査について、同業系メーカー間で同業系他社の子会社である指定調査機関に発注する流れが生まれ始めている。土対法が求める公正性がキーワードとなっており、今後の動向が注目されている。

親・子会社関係ある場合、公正性認めぬ土対法

グループ子会社に土壌環境調査・分析会社を保有しているメーカー等で汚染状況調査を実施するケースが少な

くなかったが、「改正土対法」を考慮して他社との間で相互に調査し合うこと

も検討されている（某メーカー系指定調査機関）という。改正土対法では公正な調査が求め

られ、7月に公表された「公正」さがより強く求められるようになった土壌環境事業で今後の発注がどう変化する

か注目されている（写真はイメージ）

「調査および措置に関するガイドライン暫定版」によると、「土壌汚染状況調査の業務の発注者として、子会社が土壌汚染状況調査を実施する

場合、公正に土壌汚染状況調査が行われていないと解して差し支えない」と明記されている。

改正土対法では、自主的調査の結果も同法に基づく指定申請が可能になったこと、今年度適用されたAROにおいても、損益計算書へのAROの計上など株主への説明責任が発生することから計

取扱い物質も類似で効率的な調査も可能

加えて、同業系なら取り扱っていた化学物質等も類似していることなどから効果的、効率的な調査の実施が見込めるため、同業系他社の子会社である指定調査機関へ相互に発注する仕組みが検討されているようだ。

調査の公正性が求められる、その対応が進む中、同様にグループ子会社が実施するケースがあった浄化・管理対策やモニタリングもどのように推移していくのか注目されうだ。



「公正」さがより強く求められるようになった土壌環境事業で今後の発注がどう変化するか注目されている（写真はイメージ）